

# 諮 問

令和7年4月1日

新潟県教科用図書選定審議会長 様

新潟県教育委員会教育長

太 田 勇 二

新潟県義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

## 記

- 1 市町村教育委員会等が行う採択の基準について
- 2 市町村教育委員会が採択する場合の方法に関して、県教育委員会が行うべき指導、助言又は援助について
- 3 市町村教育委員会等が採択する際に参考となる教科用図書に関する資料の作成と提供について
- 4 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

# 第 1 次 答 申

令和 7 年 4 月 18 日

新潟県教育委員会教育長

太 田 勇 二 様

新潟県教科用図書選定審議会長

## 教科用図書の採択に関する事項について（第 1 次答申）

令和 7 年 4 月 1 日付けで諮問されたことのうち、急を要すると思われるものについて、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 諮問事項第 1 項「市町村教育委員会等が行う採択の基準について」

なるべく早い機会に、次の内容を採択基準の基本的事項として示すのが適当である。

(1) 市町村教育委員会は、次のア～オに基づき、地域や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科書を採択する。

ア 小学校及び義務教育学校前期課程において令和 8 年度に使用する教科用図書については、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和 7 年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用する。

イ 中学校及び義務教育学校後期課程において令和 8 年度に使用する教科用図書については、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和 7 年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用する。

ウ 一般図書（特別支援学校・学級用）は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断

されるものを採択する。

エ 適正かつ公正な採択が確保されるよう、採択地区における採択手続きを次の点から検討すること。

- ① 教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者である教育委員会の責任が不明確となることのないようにすること。
- ② 市町村教育委員会が共同で採択する場合は、関係教育委員会の意向が十分反映されるよう、採択地区協議会や選定委員会に教育長や教育委員も参加できるようにすること。
- ③ 採択地区が複数の市町村を合わせた区域である場合には、採択地区協議会などにおける市町村教育委員会間の協議に当たって、協議が調わない場合の再協議の手続きや、最終的な合意形成の方法をあらかじめ教育委員会間の調整のもとに定める。
- ④ 選定委員会の委員及び調査員の選任に公正を期し、任命・委嘱等の手続きを厳正に行い、これらの者の権限と責任の範囲を明らかにし、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないようにすること。
- ⑤ 次の点に配慮して開かれた採択を推進すること。
  - ・ 採択地区協議会や選定委員会に保護者等も加え、より広い視野からの意見を反映できるようにすること。
  - ・ 教科書展示会を活用し、地域の教育研究協議会等を通して、教員の意見が反映できるようにすること。
  - ・ 調査研究に当たっては、選定委員会の委員等も調査研究に携わるようにすること。

オ その他、教科書の採択に関し、法令等に規定する事項はこれを遵守する。

(2) 県立義務教育諸学校においては、県教育委員会が上記(1)に準じて使用する教科書を採択する。

(3) 国立大学法人及び学校法人が設置している義務教育諸学校においては、校長が上記(1)に準じて自校で使用する教科書を採択する。

2 諮問事項第2項「市町村教育委員会が採択する場合の方法に関して、県教育委員会が行うべき指導、助言又は援助について」

(1) なるべく早い機会に、採択地区の関係教育委員会が必要な手続きを時期を失せずに行い、採択の体制を整えるよう指導するとともに、その実態を把握し、必要に応じて適切な指導を行う。

(2) 市町村教育委員会における採択の公正確保を図るため、次の内容を指導する。

ア 教科書の採択に直接の利害関係を有する者を、採択あるいは採択のための調査研究に関与させない。また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、採択あるいは採択のための調査研究に関与させない。

イ 採択関係者の氏名等については、採択の公正確保の観点から、外部からの不当な影響や過大な宣伝行為により採択結果が左右されることのないよう、採択終了までは公表しない。なお、開かれた採択の推進のため、採択終了後、遅滞なく、採択結果、採択理由、採択に携わった委員の氏名等を公表し、採択事務の透明性を確保するよう努める。

ウ 教科書や教師用指導書の献本を求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう、管内の学校に対して十分指導するとともに、不当な宣伝行為等があった場合は、速やかに義務教育課長あてに連絡する。

(3) 採択事務の日程を明示し、期限内に需要数の集計が完了するように配慮する。

## 第 2 次 答 申

令和 7 年 6 月 2 日

新潟県教育委員会教育長

太 田 勇 二 様

新潟県教科用図書選定審議会長

### 教科用図書の採択に関する事項について（第 2 次答申）

令和 7 年 4 月 1 日付けで諮問されたことのうち、第 3 項「市町村教育委員会等が採択する際に参考となる教科用図書に関する資料の作成と提供について」に関して、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の研究資料は、別紙のとおりである。
- 2 この研究資料は、その性質及び内容からみて部外秘として取り扱い、採択終了まで採択関係者以外には公表しないことが適当である。

## 第 3 次 答 申

令和7年7月11日

新潟県教育委員会教育長

太 田 勇 二 様

新潟県教科用図書選定審議会長

教科用図書の採択に関する事項について（第3次答申）

令和7年4月1日付けで諮問されたことのうち、第4項「県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について」に関して、下記のとおり答申します。

記

県立特別支援学校において、令和8年度に使用する教科用図書の採択候補については、別表の教科用図書のとおりである。